

坂戸市商工会飲食店等感染防止対策補助事業実施要領

(目的)

- 第1条** 1 本事業は新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等に対して、事業活動に必要な予防対策を講じる費用の一部を助成し、事業継続を支援することを目的とする。
- 2 本事業の実施に関しては、この要領に定めるところによる。

(事業の名称)

第2条 本事業の名称を「坂戸市商工会飲食店等感染防止対策補助事業」とする。

(実施主体)

第3条 本事業の運営及び管理は坂戸市商工会（以下「本会」という。）が行う。

(実施期間)

第4条 本事業の実施期間は、令和3年4月1日から令和4年1月31日までとし、この期間に実施した事業を補助対象とする。この期間外に発生した経費については、補助金の交付を受けることができない。

(補助対象者)

- 第5条** 補助の交付の対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
- (1) 本会会員、もしくは坂戸市内の飲食店等（移動販売やテイクアウト専門店、カラオケ店等を含む。）を運営する中小企業〔中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小事業者〕又は個人事業主で、食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店営業許可を取得していること。
 - (2) 休業している場合、事業実施期間内に再開する見込み（意思）があること。
 - (3) 事業を営むにあたって関連する法令及び条例等を遵守していること。
 - (4) 次の新型コロナウイルス感染症対策を全て実施していること。
 - ①『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守し、店頭に掲示
 - ②「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」QRコードを店頭に掲示
 - ③業種別ガイドラインに基づく感染予防対策
 - (5) 本補助金の交付を受けていないこと。
(申請は事業所単位で各事業所1回のみ)
 - (6) 国、県、その他の地方公共団体等による同一の補助対象経費に対する支援を受けていないこと。
 - (7) 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。
 - (8) 必要な許認可等を受け、申請時点営業許可等の行政処分を受けていないこと。
 - (9) 会社更生法による申立てなど事業継続に不確実な状況が存在しないこと。

(10) その他本会会長が適当でないと認めた者に該当しないこと。

(補助対象経費)

第6条 次の(1)に掲げる経費であって、事業実施期間内に取得、支払いが完了する経費。

(公租公課を除く。)

(1) 下記物品の購入費

- ・ 自立式非接触型体温計
- ・ アクリル板
- ・ 非接触型体温計
- ・ 二酸化炭素濃度測定器

(補助対象外経費)

第7条 次の(1)に掲げる経費。

(1) 下記に該当するもの

- ・ 飲食・テイクアウトを主たる目的としない場所に設置する場合
- ・ 感染症対策とは直接関係のないもの
- ・ リース・レンタル費用
- ・ 中古品の購入費
- ・ 購入時にポイントカード等によるポイント取得・利用した場合のポイント分
- ・ 一般価格、市場相場等と比べて著しく高額と認められる場合
- ・ 振込手数料
- ・ その他本会会長が適当でないと認めた者

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 補助対象経費の3分の2に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(2) 補助上限額(AとBの合計額を最大とする)

A: 自立式非接触型体温計

会員60,000円 非会員20,000円

B: アクリル板・非接触型体温計・二酸化炭素濃度測定器

会員40,000円 非会員10,000円

補助下限額

会員・非会員1,000円

(補助金の交付条件)

第9条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 関係法令等を遵守し、諸手続きを遅延なく履行すること。

(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その台帳を設け、その保管状

況を明らかにしておくこと。

- (3) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産は、本会の承認を受けることなく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしないこと。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分しておくこと。

(補助金の交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、坂戸市商工会飲食店等感染防止対策補助金交付申請書(様式第1号)と次に掲げる書類を添付して本会会長に提出しなければならない。ただし、本会会員は(9)～(12)の書類を省略可とする。

- (1) 営業許可書の写し
- (2) 購入した物品の名称、性能等が確認できる書類
- (3) 購入した物品の設置状況の写真
- (4) 購入した物品の金額や数量が確認できる書類
- (5) 支払いを証する書類
- (6) 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を店頭に掲示している写真
- (7) 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示している写真
- (8) 振込先の確認できる書類
- (9) 本人確認書類の写し(個人事業主の場合のみ)
- (10) 登記簿謄本の写し(法人の場合のみ)
- (11) 税務署の收受印が押された直近の確定申告書の写し
- (12) 店舗の外観全体が分かる写真

(申請の取りやめ)

第11条 補助対象者は、申請を取りやめるときは、坂戸市商工会飲食店等感染防止対策補助金補助事業取りやめ届(様式第2号)を速やかに本会会長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定・交付)

第12条 本会会長は、第10条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。また、申請が適正と認められ、交付する旨を決定したときは、交付すべき補助金額を確定し、坂戸市商工会飲食店等感染防止対策補助事業交付・不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知、及び交付決定者には坂戸市商工会の規定に則り毎月月末を締切りとし、翌月12日に補助金を交付するものとする。ただし、12日が休日の場合は、休日後最初の平日とする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第 1 3 条 本会会長は、補助対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金については、その全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 1 4 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

(施工期日)

1 この実施要領は令和3年4月1日から施行する。

(適用期限)

2 この規定は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。